刑法第231条(侮辱罪)の一部改正について(補遺)

東京法令出版株式会社

「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)により、刑法第231条(侮辱罪)の法定刑引上げの改正がなされました(同年7月7日施行)。

下記に侮辱罪の改正の概要を記しますので、関係書籍における該当箇所の読替えに御留意をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 条 文

(下線部分が改正箇所)

改正前	(侮辱)
	第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。
	(侮辱)
改正後	第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>1年以下の懲役若しくは禁錮若し</u>
	<u>くは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</u> に処する。

2 侮辱罪の法定刑引上げの施行に伴う変更点

(O=該当する、×=該当しない)

項目	施行日より前	施行日以後
公訴時効	1年	3年
親告罪	0	0
通常逮捕の要件		
⇒住居不定、正当な理由なく任意出頭の求めに応じないことが加重	0	×
される (刑事訴訟法 199 条 1 項)。		
現行犯逮捕の要件		
⇒住居不定・不詳、氏名不詳、逃亡するおそれのあることが加重さ	0	×
れる (刑事訴訟法 217 条)。		
勾留の要件	0	×
⇒住居不定の要件が加重される(刑事訴訟法60条3項)。		